新基準チェックシート【１１.１２版】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①徹底した感染防止等（収容率５０％を超える催し物を開催するための前提） | | |
| □ | マスク常時着用の担保 | マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める  ※マスクを持参していない者がいた場合は主催側で配布・販売を行い、マスク着用率１００％を担保 |
| □ | 大声を出さないことの担保 | 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができる体制  ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提）  ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離確保（最低２ｍ） |
| ②基本的な感染防止等 | | |
| □ | 「マスク常時着用」及び「大声を出さないこと」の奨励 | イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）  ※マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと  ※大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） |
| □ | 手洗 | こまめな手洗の奨励 |
| □ | 消毒 | 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| □ | 換気 | 法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| □ | 密集の回避 | 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避  ※必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限 |
| □ | 身体的距離の確保 | ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（５名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は１席（立席の場合１ｍ）空ける。  ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を２ｍ確保  ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔） |
| □ | 飲食の制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限  ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底  ・過度な飲酒の自粛  ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50％を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。  （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。） |
| □ | 参加者の制限 | 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置  ※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。 |
| □ | 参加者の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握  ・接触確認アプリ（COCOA）ダウンロード促進等の具体的措置  ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入 |
| □ | 演者の行動管理 | ・有症状者は出演・練習を控える  ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる  ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処 |
| □ | 催物前後の行動管理 | イベント前後の感染防止の注意喚起  ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 |
| □ | ガイドライン遵守の旨の公表 | ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 |
| ③イベント開催の共通の前提 | | |
| □ | 入退場やエリア内の行動管理 | 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討  ※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。 |
| ④感染者発生時の対応 | | |
| □ | 保健所等への協力 | 感染者が発生した際には、参加者への連絡や、参加者の連絡先及びイベント中の参加者同士の接触の状況等の情報を保健所や県関係部局へ提供する等の協力を行う |